

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

2023年
(令和5年)
9月18日
第1219号

給与から天引きする社会保険料 変更必要か要チェック

社会保険（健康保険・厚生年金）に加入している事業所は、毎年7月10日までにその年の4月から6月までの3ヶ月間の給与・役員報酬の額を年金事務所に報告します。この報告の書類を『算定基礎届』といいます。

算定基礎届は毎年6月中旬頃に、管轄の年金事務所から事業所へ郵送されます。これに3ヶ月間の賃金額を書き込み7月10日までに年金事務所へ返送します。この作業は、**社会保険に加入している事業所は毎年必ず行なう作業**ですので、忘れずに実行してください。報告を忘れてたり、誤った金額を報告した場合には、**年金事務所の定期監査**時に指摘され、追徴を受けることになります。

算定基礎届での等級変更は9月支給分から

算定基礎届提出後、7月下旬頃から順次『標準報酬月額決定通知書』が事業所に郵送されます。通知書に記載された等級を確認し、※保険料額表を見て、**9月支給分の給与・役員報酬から、新たな等級での保険料を天引きして預ります。**『標準報酬月額決定通知書』は2年間の保存が義務付けられています。



※『健康保険・厚生年金保険の保険料額表』は年金事務所からの郵送物に同封されています。もしも無い場合はインターネットで「都道府県毎の保険料額表_協会けんぽ」と検索して、自身の所属する都道府県の最新の保険料額表を確認してください。PDFでダウンロードできます。

令和5年9月時点の、最新の保険料額表

令和5年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和5年3月分～ 適用
・介護保険料率:令和5年3月分～ 適用
・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(埼玉県) (単位:円)

等級	月額	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.82%		11.64%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	5,695.6	2,847.8	6,751.2	3,375.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,677.6	3,338.8	7,915.2	3,957.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,659.6	3,829.8	9,079.2	4,539.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,641.6	4,320.8	10,243.2	5,121.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,623.6	4,811.8	11,407.2	5,703.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,212.8	5,106.4	12,105.6	6,052.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,804.0	5,402.0	12,804.0	6,402.0	20,120.00	10,060.00

4月～6月以外の月で昇給・降給した場合は(随時改定)

4月～6月以外の月で、昇給や降給により標準報酬月額に2等級以上差が出る月が3ヶ月続いた場合には、『月額変更届』を年金事務所へ提出します。そして翌月(賃金の変更が発生した月から起算して4か月目)の支給分から、変更後の等級で保険料を天引きします。

『月額変更届』の用紙は、「月額変更届 ダウンロード」で検索すると様式の一覧ページに行くので、そこで「随時改定に該当するとき」の届書を選んでください。

《予定表》
9/21(木) 理事会 19:00～
10/6(金) 共済会理事会 19:00～

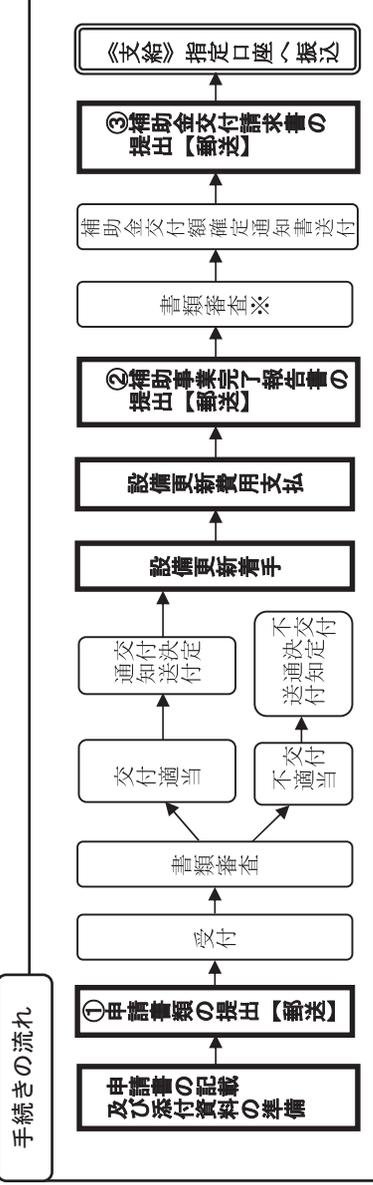
☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》ジャニーズ事務所が9月7日の会見で、創業者の喜多川擴(ひろむ)による「性加害はあった」と認める。所属タレントのCM起用を見送る企業が続出。

さいたま市 エネルギー価格・物価高騰等対策 補助金のご案内

既存設備をエネルギーコストの削減に資する設備へ更新を行なう、市内に拠点を有する中小企業・個人事業主に対する補助金制度です。

申請期間：令和5年8月30日（水）から同年10月6日（金）まで【当日消印有効】



※疑義が生じた場合は、現地調査等を行う場合があります

対象者

市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する中小企業者及び個人事業主

※中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

〔株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社（土業法人を含む）、合資会社、合同会社、特例有限会社〕

<主な対象外>反社会勢力・性風俗関連特殊営業・宗教活動又は政治活動を目的とするもの・宗教法人・医療法人・等

補助金額

(1) 補助率：補助対象経費の総額の3分の2以内（千円未満切捨て）

(2) 補助上限：500万円 ※補助申請は1事業者あたり1回限り

補助対象経費

経費区分	内容
設備費	更新に不可欠な設備等 ^{※1} の購入に要する経費
工事費	更新に不可欠な工事に要する経費

※1 補助対象設備及び補助対象設備を稼働させるために必要な範囲の設備

○撤去費、廃棄処分費、フロンガス回収費、リサイクル費、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません

補助対象事業

市内に所在する事業所への対象設備の更新に係る事業であって、次の条件をすべて満たすもの

(1) 対象設備
固定費削減効果を耐用年数期間にわたって享受していくため、メーカーにおける現行販売製品を対象とします（中古品を含む）

種別	基準
①LED照明機器	<ul style="list-style-type: none"> 既存の蛍光灯式、水銀灯式又は、白熱灯式照明器具を更新するもの ※照明器具のみの交換等、工事施工費用を伴わない場合は対象外とします 固有エネルギー消費効率が85ルーメン/ワット以上であり、LEDモジュール寿命が40,000時間以上あること
②高効率空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上前に製造された既存設備を更新するもの（更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のもの）
③業務用冷蔵庫等	
④高性能ボイラ	<ul style="list-style-type: none"> トプランナー基準^{※1}を達成するもの、経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」（令和4年度補正予算）^{※2}において補助対象設備として登録・公表されているもの、又は、消費電力が既存設備と比較し15%以上の省エネ改善効果が期待できるもの
⑤業務用給湯器	
⑥産業ヒートポンプ	
⑦産業用モーター	
⑧変圧器	
⑨業務用厨房機器	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上前に製造された既存設備を更新するもの（更新する設備は、更新する前の設備と同等の仕様のもの） 既存の高効率ではない業務用厨房機器を高効率業務用厨房機器^{※3}、又は、トプランナー基準^{※1}を達成するものへ更新するもの

※1 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた令和5年8月30日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの

※2 補助対象設備は <https://siji.or.jp/shitei/04r/search/> より確認可能

※3 3内炎式バーナー又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナーを搭載したもの、又は、低輻射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空燃断熱構造を有するものに限る。）、又は、電磁誘導加熱方式によるもの

(2) 注意事項

○補助金の交付決定後に工事に着手するとともに、令和6年1月31日（水）までに補助事業を完了し、かつ

「補助事業完了報告書」を提出できること

○現に専ら事業の用のみに供する設備であること ※居住スペース等へ効果が波及する設備・工事は対象となりません

その他詳細はさいたま市のホームページ・補助金交付要綱を参照してください。

申請方法

郵送による申請 ※追跡記録が可能な郵送方法をお勧めします

※書類に不備等がある場合（記入不備を含む）は、全ての書類が揃うまで受付とはなりません

※補助金の予算額に達し次第、受付を終了します（情報は適宜ホームページでお知らせします）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/002/p098530.html>

(1) 申請書の配布方法 各区役所での窓口配布もしくは市ホームページからダウンロード
市のホームページ

【検索方法】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 助成金・補助金 >

「さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金」について

(2) 添付書類

①様式第1号「さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金交付申請書」

②添付書類（詳細は「添付書類チェックリスト」をご参照ください）

本人確認書類及び、申請者を証する書類（法人のみ）、継続して1年以上の事業実績を証する書類、

市内の事業所を証する書類、設備に係る書類、誓約と承諾に係る書類

補助事業完了後、「補助事業完了報告書」に必要事項を記入し、添付書類と合わせて補助事業完了後30日以内もしくは令和6年1月31日のいずれか早い日までに郵送により提出してください。

添付書類：設備、工事の納品、工事完了明細書等・支払いを証明する書類・設備のカタログ等・設置の写真等

その他詳細はさいたま市のホームページ・補助金交付要綱を参照してください。

<問い合わせ先>

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金コールセンター

電話番号 048-829-1408（平日8:30～17:30）

